

Press Release

報道関係者 各位

平成 28 年 5 月 13 日
【照会先】
雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課
課長 小林 洋子
均等業務指導室長 高橋 弘子
均等業務指導室長補佐 中込 左和
(代表電話) 03(5253)1111 (内線 7840)
(直通電話) 03(3595)3272

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業 46 社認定しました！ －義務企業の行動計画策定届出率は 85.0％－

平成28年 4 月 1 日に全面施行された女性活躍推進法（※）では、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出を行った企業のうち、一定の基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業について、厚生労働大臣の認定を受けることができる制度が創設されています。

（※ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（添付資料 1））

認定は、基準を満たす項目数に応じて 3 段階あり、認定を受けた企業は、認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、女性の活躍を推進している事業主であることをアピールすることができます。

また、「公共調達における加点評価」と「日本政策金融公庫による低利融資」の対象になります。（添付資料 3、4）

4 月末日までに全国で46社の企業を「えるぼし」企業として認定しましたのでお知らせします。（認定企業一覧は別添 1 を、認定基準については添付資料 2 をご参照ください）

なお、一般事業主行動計画の策定及び策定した旨の届出が義務づけられている301人以上の大企業における届出率は 4 月末日現在 85.0％です。（前回（4 月 1 日）より13.5ポイント増加）

■全国の認定企業数

(社)

	301 人以上企業	300 人以下企業	計
認定企業数	43	3	46
認定段階 3	36	2	38
認定段階 2	7	1	8
認定段階 1	0	0	0

（認定企業の一覧については別添 1 をご覧ください。）

■全国の一般事業主行動計画策定届出企業数

301 人以上企業			300 人以下企業
(1) 企業数(社)	(2) 行動計画 届出企業数(社)	(3) 届出率(%) ((2)／(1))	(4) 行動計画 届出企業数(社)
15,398	13,087	85.0	859

（都道府県別の一般事業主行動計画策定届出企業数については別添 2 をご覧ください。）

【参考１】女性活躍推進法に基づく認定マーク「えるぼし」

< 3段階目 >



< 2段階目 >



< 1段階目 >



添付資料１：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の概要（民間事業主関係部分）

添付資料２：女性活躍推進法に基づく認定制度

※認定制度について、詳しくは、厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）のパンフレット「認定を取得しましょう！」をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11900000-Koyoukintou-jidoukateikyoku/nintei_1.pdf

【参考２】「えるぼし」認定企業への優遇措置

1 公共調達における加点評価

公共調達のうち、国が価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行うときは、契約の内容に応じて、「えるぼし」認定企業は加点評価されます。

添付資料３：女性の活躍加速のためのワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を公共調達においてより幅広く評価する取組指針について

2 日本政策金融公庫による低利融資

日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率※から－０．６５％での低利融資を受けることができます。

（※）基準利率： 中小企業事業１．３０％、国民生活事業１．８５％（平成２８年５月１３日時点）

添付資料４：企業活力強化貸付（地域活性化・雇用促進資金）制度について

女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定企業

	都道府県	企業名	段階	所在地	常時雇用 する 労働者数
1	北海道	株式会社北洋銀行	★★★	札幌市	5676
2	青森	株式会社青森銀行	★★	青森市	2213
3	山形	株式会社荘内銀行	★★★	鶴岡市	1549
4	茨城	株式会社常陽銀行	★★	水戸市	5778
5	埼玉	曙ブレーキ工業株式会社	★★★	羽生市	1186
6	埼玉	川口信用金庫	★★★	川口市	853
7	埼玉	埼玉縣信用金庫	★★★	熊谷市	2252
8	埼玉	株式会社埼玉りそな銀行	★★★	さいたま市	6288
9	埼玉	三州製菓株式会社	★★★	春日部市	237
10	埼玉	株式会社武蔵野銀行	★★★	さいたま市	3183
11	千葉	株式会社イオンファンタジー	★★	千葉市	5582
12	千葉	イオンモール株式会社	★★★	千葉市	2814
13	千葉	株式会社京葉銀行	★★	千葉市	3131
14	千葉	株式会社千葉銀行	★★★	千葉市	6635
15	千葉	株式会社千葉興業銀行	★★★	千葉市	2227
16	東京	株式会社イオン銀行	★★★	江東区	1390
17	東京	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	★★★	千代田区	9370
18	東京	カルビー株式会社	★★★	千代田区	1724
19	東京	株式会社協和エクシオ	★★★	渋谷区	4153
20	東京	清水建設株式会社	★★★	中央区	10548
21	東京	スリープロ株式会社	★★★	新宿区	1784
22	東京	ソニー株式会社	★★★	港区	12286
23	東京	株式会社中央エンジニアリング	★★★	千代田区	535
24	東京	株式会社東京海上日動キャリアサービス	★★★	新宿区	457
25	東京	日本電気株式会社	★★★	港区	24275
26	東京	株式会社日立ソリューションズ	★★★	品川区	5054
27	東京	ヒューリック株式会社	★★★	中央区	130
28	東京	株式会社フォーカスシステムズ	★★★	品川区	954
29	東京	富士通株式会社	★★★	港区	24187
30	東京	古河電気工業株式会社	★★★	千代田区	3251
31	東京	株式会社ベネッセコーポレーション	★★★	多摩市	2778
32	東京	前田建設工業株式会社	★★	千代田区	3232
33	東京	三菱マテリアル株式会社	★★	千代田区	5512
34	東京	株式会社リコー	★★★	中央区	11045
35	福井	小林化工株式会社	★★★	あわら市	423
36	福井	福井県民生活協同組合	★★★	福井市	937
37	岐阜	株式会社十六銀行	★★★	岐阜市	4723
38	岐阜	たんぽぽ薬局株式会社	★★★	岐阜市	958
39	静岡	株式会社静岡銀行	★★★	静岡市	4736
40	静岡	社会福祉法人聖隷福祉事業団	★★★	浜松市	8737
41	京都	株式会社京都銀行	★★★	京都市	3161
42	京都	株式会社ニッセン	★★★	京都市	2640
43	奈良	社会福祉法人正和会	★★★	五條市	393
44	岡山	株式会社キャン	★★	岡山市	135
45	岡山	株式会社キャンストアオペレーション	★★	岡山市	2197
46	岡山	株式会社ストライプインターナショナル	★★★	岡山市	4741

(※)300人以下の企業

女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況

平成28年4月30日現在

	常時雇用労働者301人以上の企業			300人以下企業
	(1)企業数(社)	(2)一般事業主行動計画 届出企業数(社)	(3)届出率(%) ((2)/(1))	(4)一般事業主行動計画 届出企業数(社)
1 北海道	471	382	81.1	37
2 青森県	115	112	97.4	3
3 岩手県	112	105	93.8	9
4 宮城県	221	191	86.4	19
5 秋田県	82	82	100.0	2
6 山形県	103	99	96.1	0
7 福島県	149	131	87.9	6
8 茨城県	220	194	88.2	15
9 栃木県	149	146	98.0	38
10 群馬県	175	155	88.6	7
11 埼玉県	451	437	96.9	55
12 千葉県	358	323	90.2	25
13 東京都	4434	3651	82.3	139
14 神奈川県	783	614	78.4	34
15 新潟県	259	250	96.5	9
16 富山県	123	106	86.2	24
17 石川県	137	125	91.2	8
18 福井県	71	71	100.0	14
19 山梨県	59	48	81.4	3
20 長野県	224	204	91.1	17
21 岐阜県	190	173	91.1	14
22 静岡県	380	373	98.2	67
23 愛知県	1044	838	80.3	45
24 三重県	145	123	84.8	25
25 滋賀県	104	100	96.2	3
26 京都府	286	261	91.3	21
27 大阪府	1397	1118	80.0	37
28 兵庫県	523	423	80.9	24
29 奈良県	76	64	84.2	7
30 和歌山県	58	55	94.8	10
31 鳥取県	41	38	92.7	3
32 島根県	52	52	100.0	6
33 岡山県	211	175	82.9	22
34 広島県	368	303	82.3	21
35 山口県	112	111	99.1	6
36 徳島県	55	51	92.7	3
37 香川県	105	92	87.6	5
38 愛媛県	142	142	100.0	3
39 高知県	56	43	76.8	3
40 福岡県	550	410	74.5	32
41 佐賀県	69	68	98.6	0
42 長崎県	110	110	100.0	4
43 熊本県	141	123	87.2	11
44 大分県	107	106	99.1	2
45 宮崎県	93	86	92.5	7
46 鹿児島県	172	129	75.0	6
47 沖縄県	115	94	81.7	8
合計	15,398	13,087	85.0	859

1 基本方針等

- ▶ 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）。
- ▶ 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における推進計画を策定（努力義務）。

2 事業主行動計画等

※①～③について大企業（301人以上）：義務／中小企業（300人以下）：努力義務

① 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析

- ☞ 状況把握の基礎項目（省令で規定：必ず把握しなければならないもの）
 - ①女性採用比率 ②勤続年数男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率
- ※必要に応じて選択項目（省令で規定）についてさらに把握・分析

② 状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表 （指針に即した行動計画を策定・公表（労働者への周知含む））

- ☞ 行動計画の必須記載事項
 - ▶目標（定量的目標） ▶取組内容 ▶実施時期 ▶計画期間

※ 衆議院による修正により、取組実施・目標達成の努力義務が追加

③ 女性の活躍に関する情報公表

- ☞ 情報公表の項目（省令で規定）
 - 女性の職業選択に資するよう、省令で定める情報（限定列举）から事業主が適切と考えるものを公表

④ 認定制度

- ☞ 認定基準は、業種毎・企業規模毎の特性等に配慮し、省令で規定

⑤ 履行確保措置

厚生労働大臣（都道府県労働局長）による報告徴収・助言指導・勧告

3 その他（施行期日等）

- ▶地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。
- ▶原則、公布日施行（事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日施行）。 ▶10年間の時限立法。

－行動計画策定指針（告示）－

- ▶ 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定。
 - ▶ 女性の活躍のために解決すべき課題に対応する以下の項目に関する効果的取組等を規定。
 - ▶ 各企業は、これらを参考に自社の課題解決に必要な取組を選択し、行動計画を策定。
 - 女性の積極採用に関する取組
 - 配置・育成・教育訓練に関する取組
 - 継続就業に関する取組
 - 長時間労働是正など働き方の改革に向けた取組
 - 女性の積極登用・評価に関する取組
 - 雇用形態や職種の転換に関する取組（パート等から正規雇用へ、一般職から総合職へ等）
 - 女性の再雇用や中途採用に関する取組
 - 性別役割分担意識の見直し等 職場風土改革に関する取組

女性活躍推進法に基づく認定制度

- 行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができる。
- 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」を商品などに付することができる。

認定の段階

※ 法施行前からの実績の推移を含めることが可能

1段階目 	● 次ページに掲げる5つの基準のうち 1つ又は2つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトに毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイト公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。 ● 下段の★印に掲げる基準を全て満たすこと。
2段階目 	● 次ページに掲げる5つの基準のうち 3つ又は4つの基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトに毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた当該基準に関連する取組を実施し、その取組の実施状況について厚生労働省のウェブサイト公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。 ● 下段の★印に掲げる基準を全て満たすこと。
3段階目 	● 次ページに掲げる5つの基準の全てを満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイトに毎年公表していること。 ● 下段の★印に掲げる基準を全て満たすこと。

★【別紙】に掲げる基準以外のその他の基準

- 事業主行動計画策定指針に照らして適切な一般事業主行動計画を定めたこと。
- 定めた一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者の周知をしたこと。
- 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

【別紙】女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準

評価項目	基準値（実績値）
①採用	男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度（※）であること （※直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率（女性の応募者数÷女性の採用者数）」×0.8が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率（男性の応募者数÷男性の採用者数）」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと）
②継続就業	i)「女性労働者の平均継続勤務年数÷男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること 又は ii)「10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された女性労働者のうち継続して雇用されている者の割合」÷「10事業年度前及びその前後に採用された男性労働者のうち継続して雇用されている者の割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること
③労働時間等の働き方	雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること
④管理職比率	i)管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上であること （※産業大分類を基本に、過去3年間の平均値を毎年改訂。） 又は ii)直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある女性労働者のうち課長級に昇進した女性労働者の割合」÷直近3事業年度の平均した「課長級より1つ下位の職階にある男性労働者のうち課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること
⑤多様なキャリアコース	直近の3事業年度に、以下について大企業については2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業については1項目以上の実績を有すること A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用

注）雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えないこと（雇用形態が異なる場合を除く。）。

女性の活躍加速のためのワーク・ライフ・バランス等を推進する企業を 公共調達においてより幅広く評価する取組指針について

資料 3

平成28年5月

I 策定の根拠・背景

「女性活躍加速のための重点方針2015(平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)」(抄)

3. 女性活躍のための環境整備 (2)長時間労働の削減等の働き方改革

③ 女性の活躍推進には、労働生産性の向上等を通じたワーク・ライフ・バランスの実現が重要であることから、企業の取組を促すインセンティブとして、公共調達において、生産性、持続可能性等の高いワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について、不正な手段を使った企業の受注を防止することを前提に、より幅広く評価する枠組みの導入による受注機会の増大を図る。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」(「女性活躍推進法」)(抄)

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議)(抄)
(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

従来の取組指針(女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針)は、総合評価落札方式等で積極的に評価すべき事業を例示。例えば、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスに関連する調査、広報及び研究開発事業、女性が重要な対象者である広報事業等

平成26年度実績 約10.4億円(36事業)(平成25年度実績 約6.3億円(25事業))

Ⅱ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」のポイント

1. 基本的な考え方

※平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定

- 女性の活躍を推進するため、その前提となるワーク・ライフ・バランスの実現等に向けて、公共調達及び補助金の分野において、企業のポジティブ・アクション等を推進することを目的。

2. ワーク・ライフ・バランスに係る調達時における評価

(1) 取組内容

- 各府省が、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行うときは、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定の取得企業や女性活躍推進法に基づく計画策定中小企業)を**加点評価**。
- 取組の実施に当たっては、不正な手段を使った企業が採用されることのないよう、適切な基準を設定し、公正かつ客観的な評価や取扱いを行う。
(具体的な配点は、各府省において設定。(参考)配点例(総配点の3%～10%とした場合を例示))

※ ワーク・ライフ・バランスの取組を進めることで、一般に、業務の改善・見直しなどによる業務の効率化、女性など多様な人材の確保・定着による企画力の高度化や市場の変化への対応力の向上等を通じ、生産性の向上が図られ、これにより、価格競争力の向上だけでなく、事業の品質の確保・向上につながることも考えられる。

※ 女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法に基づく認定は、いずれもワーク・ライフ・バランスの取組のうち重要な長時間労働の抑制に関する基準を設けている。

(2) 実施時期

- 平成28年度中に原則開始。ただし、企業の状況等により、年度内の全面導入が困難な場合、各府省がスケジュールを公表の上、段階的に取組。政府調達協定対象事業は外国企業の取扱を内閣府において検討の上、開始。

3 その他

- その他女性の活躍推進等に関する補助金の分野における取組にも引き続き取り組む。
- 各府省における取組状況の公表とあわせ、手法等を含め検討の上、検証。

(参考) 配点例(イメージ)(仮に総配点の3%~10%とした場合を例示)※1

評価項目例	認定等の区分※2		総合評価落札方式等 [単位: %(総配点に占める割合)]		
			評価の相対的な重要度等に応じて配点		
			配点例① (10%の場合)	配点例② (5%の場合)	配点例③ (3%の場合)
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	1段階目※3 (認定基準1~2つ〇) 	5	2	1
		2段階目※3 (認定基準3~4つ〇) 	8	4	2
		3段階目 (全認定基準5つ〇) 	10	5	3
		行動計画※4	2	1	0.5
	次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん 	5	2	1
		プラチナくるみん 	9	4	2
	若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 		9	4	2

※1 具体的な配点については、契約の内容に応じ、各府省において配点の割合を含めそれぞれ設定。

※2 複数の認定等が該当する場合、最も配点が高い区分により加点。

※3 労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

先般成立した女性活躍推進法を踏まえ、女性が活躍しやすい環境を目指し、女性の積極雇用やワークライフバランスの推進等に努める中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を実施。

制度の概要

◇対象者：以下のいずれかの要件を満たす者

- ①一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局長へ届け出ている事業者（届出義務のある事業者を除く。）
- ②地方自治体が推進する施策に基づき、女性従業員の活用促進に取り組む事業者
- ③行動計画の届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業として厚生労働大臣から認定を受けた事業者（届出義務のある事業者を除く。）

◇対象資金：設備資金及び（長期）運転資金

◇貸付限度額：（中小企業事業）7億2,000万円
（長期運転資金2億5,000万円）

◇貸付限度額：（国民生活事業）7,200万円
（運転資金4,800万円）

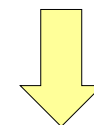
◇貸付期間：設備資金20年以内、運転資金7年以内

◇貸付金利：対象者①・② 基準利率－0.4％
対象者③ 基準利率－0.65％

（注）中小企業事業において利率引下げが適用される貸付は最大2億7,000万円まで。

事業スキーム

（株）日本政策金融公庫



低利融資

中小企業・小規模事業者